

富士市落葉果樹及びかんきつ類特産化支援補助金

富士市では、落葉果樹やかんきつ類の特産物としての生産を促進するため、落葉果樹園整備事業又は苗木購入事業を行う方に対して補助金を交付します。

●対象者

- ・市内に住所を有する方、もしくは市内に本社や主たる事業所を有する方

●対象作物

- ・落葉果樹（梨、キウイフルーツ、ぶどう、ブルーベリー、いちじく）
- ・かんきつ類（青島温州、寿太郎温州、不知火、はるみ、ゆら早生、宮川早生、レモン）

●対象となる要件

- ・対象となる農地が市内にあること
- ・落葉果樹またはかんきつ類を販売する目的で生産すること
- ・対象事業の終了後、5年以上継続して作付けをすること

●補助金額

事業内容によって補助額が異なります。(1)と(2)で最大32万円の補助が可能です。

(1) 落葉果樹園整備費

整地、栽培棚の整備、遮光・遮熱・防風又は防水の資材設置

対象合計額の1/5

(補助額上限 300,000 円)

(2) 苗木購入費

落葉果樹又はかんきつ類の苗木購入
対象合計額の1/3

(補助額上限 20,000 円)

※苗木を10本以上購入すること

※1,000円未満の端数は切り捨て

●申請時に必要な書類

持参していただくもの

- ・見積書
- ・農地の位置図
- ・実施前の農地の写真
- ・施工の内容がわかる書類

※(1)の補助金をご利用の場合

窓口にて記載いただく書類

- ・補助金交付申請書

●実施後に必要な書類

持参していただくもの

- ・実施後の農地の写真
- ・領収書もしくは振込明細書
- ・印鑑
- ・通帳（金融機関、本支店名、種別、口座番号、
名義人がわかる部分のコピー可）

窓口にて記載いただく書類

- ・実績報告書
- ・請求書

※補助金は申請者名義の口座振込にて行うため、申請書類等が同一人物となるようお願いいたします。

【お問合せ先】 富士市農政課 農業振興担当 TEL : 0545-55-2781

※補助金には限りがありますので、事前にご確認ください。